

# 一般名処方加算について

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

# 長期収載品の選定療養について

2024年10月1日から、長期収載品（ジェネリック医薬品がある先発医薬品）を処方する場合、患者さんの希望により、その差額の一部を患者が負担する仕組み「選定療養」が導入されます。

- 対象医薬品: 後発医薬品が発売されてから5年以上経過、または後発医薬品置換率が50%以上の長期収載品。
- 対象外 : 医師が医療上必要と判断した場合や、ジェネリック医薬品の提供が困難な場合、またはバイオ医薬品。
- 費用負担 : 長期収載品の価格とジェネリック医薬品の価格差の4分の1に相当する金額（+消費税）が選定療養費として患者負担となります。

詳細は厚生労働省の公式サイトをご確認ください。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。

